



# 那須

11 月号  
No.723  
2019年(令和元年)



表紙シリーズ

はぐくむ  
喜び

～農業の魅力～

## りんごが香る 秋の空

### 目次

タウンピックアップ	2
ほけんだより	15
生涯学習だより	18
図書館だより	21
タウンinformation	22
カメラスケッチ	24
みんなの広場	26
「殺生石」物語考	30

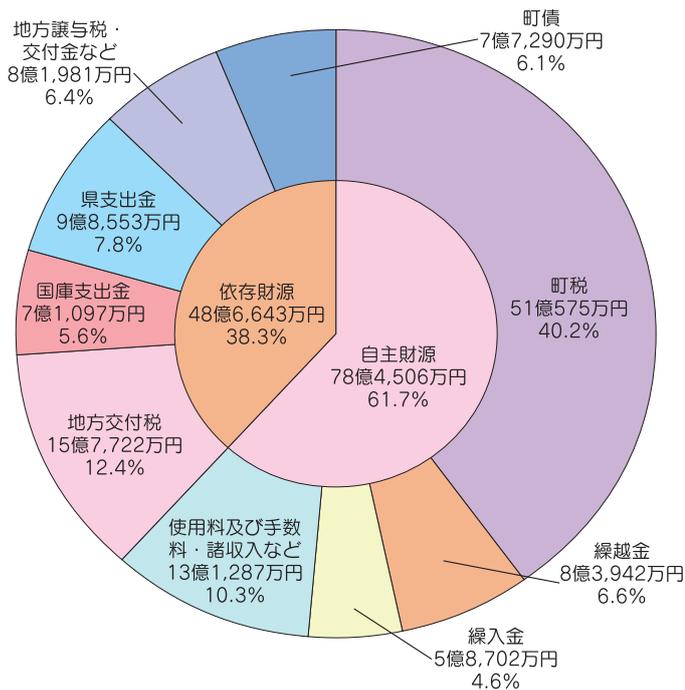
# 那須町の財政

平成30年度決算状況・  
令和元年度上半期の執行状況

皆さんに納めていただいた税金などがどのように使われているのか、町の財政がどのような状況であるのかお知らせするため、財政状況の公表を行っています。

今回は「平成30年度決算状況」、「令和元年度上半期の執行状況」の概要と「財政健全化比率等」についてお知らせします。なお、詳しい内容については、企画財政課窓口または町ホームページでご覧になれます。

## 平成30年度決算状況



## 一般会計歳入総額

# 127億1,149万円

前年度対比 △9億5,391万円 (△7%)

### 主な用語

- 自主財源…町が主体的に集めるお金
  - ・町税…皆さんに納めてもらう税金
  - ・繰入金…基金を取り崩したお金など
- 依存財源…国や県などから交付されるお金
  - ・地方交付税…市町村によって行政サービスに差が出ないように国から交付されるお金
  - ・国庫支出金…国から交付されるお金
  - ・県支出金…県から交付されるお金
  - ・町債…国や銀行などから借りるお金

## 一般会計歳出総額

# 117億3,149万円

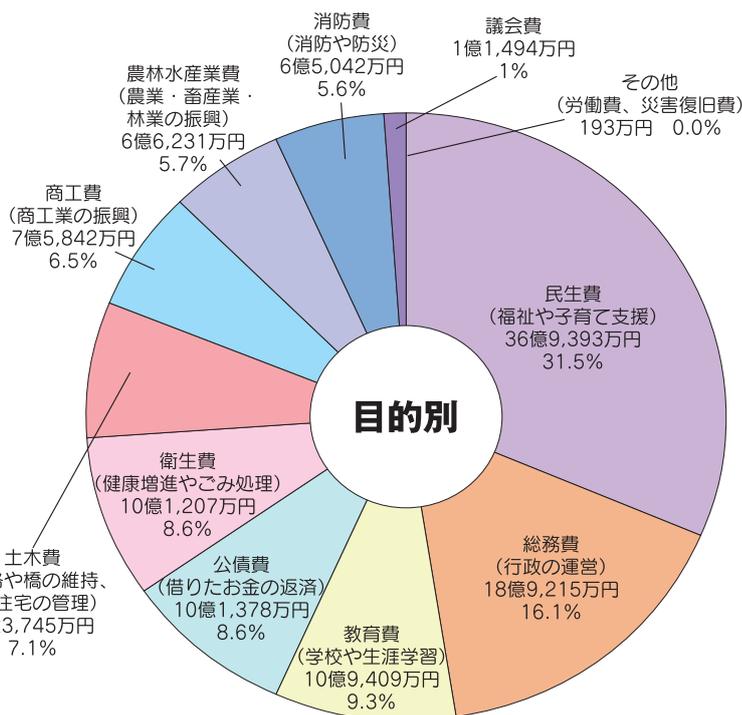
前年度対比 △10億9,449万円 (△8.5%)

### 町民一人あたりの額 (一般会計)

- 一人あたりが負担した税金 202,658円
- 一人あたりに使われたお金 465,644円

### 【内訳】

民生費	146,619円
総務費	75,103円
教育費	43,426円
公債費	40,239円
衛生費	40,171円
土木費	33,240円
商工費	30,103円
農林水産業費	26,288円
消防費	25,817円
議会費	4,638円



## 那須町の家計簿 ～那須町が月収40万円の家庭だったら～

平成30年度の一般会計決算を家計に置き換えてみました。家庭の家計簿と町の財政では単純に比較できないところもありますが、町の財政内訳の参考としてご覧ください。

### 【収入】 ( ) 内は歳入項目

給料 基本給 (町税)	160,700円
諸手当 (地方交付税、交付金など)	75,400円
小計	236,100円
パート収入 (使用料、手数料、諸収入など)	41,300円
給付金 (国県補助金)	53,400円
前月からの繰越 (繰越金)	26,400円
貯金の取り崩し (繰入金)	18,500円
借り入れ (町債)	24,300円

**収入合計 400,000円**

収入は給料日前に現金が不足したため、貯金を取り崩しましたが、その後、同額程度を貯金できました。また、自宅の改修費に対して借り入れを行いました。

支出では医療費や子どもへの仕送りが毎月増えています。これからも支出が増えていく見込みです。

また、家や車が古くなってきたので、今後の維持費が心配です。

これからは、健康に気をつけ、生活費などの見直しをしながら、計画的に改修や修理をしていく必要があります。

### 【支出】 ( ) 内は性質別歳出項目、下段はその説明

食費 (人件費)	63,600円
職員給料、議員報酬など	
生活費 (物件費・補助費等)	111,100円
消耗品、燃料費、委託料、旅費や補助金	
医療費 (扶助費)	60,400円
福祉などのために給付するお金	
車の修理費 (維持補修費)	2,400円
施設や道路の修繕費	
自宅の改修費 (普通建設事業費)	30,300円
道路や施設の建設費	
子どもへの仕送りなど (繰出金など)	51,300円
他会計などへ支出するお金	
ローンの返済 (公債費)	31,900円
借りたお金の返済	
貯金 (積立金)	18,200円
基金へ積み立てるお金	
予定外の支出 (災害復旧費)	100円

**支出合計 369,300円**

収入と支出の差額は翌月へ繰り越します。

## 特別会計および水道事業会計の決算状況

特別会計は特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入によって事業を行うため、一般会計とは別に会計を設けています。

特別会計	歳入	歳出
国民健康保険	38億7,050万円	36億9,673万円
後期高齢者医療	3億3,129万円	3億2,666万円
介護保険	27億5,892万円	26億6,655万円
下水道事業	3億9,478万円	3億6,839万円
観光事業	3,582万円	3,522万円
宅地造成事業	1,239万円	1,206万円

水道事業会計は地方公営企業法の適用を受けて経営する会計です。

水道事業会計		
収益的	収入	7億2,176万円
	支出	6億8,234万円
資本的	収入	1億6,267万円
	支出	4億5,272万円

## 公有財産の状況

土地	444万9,643㎡
建物	15万3,514㎡
山林など	434万9,792㎡
立木推定蓄積量	6万8,220㎡
出資金など	5億6,954万円
一般会計基金	30億7,695万円
特別会計基金	4億2,088万円
基金計	34億9,783万円

## 町債の状況

一般会計	114億9,069万円
うち臨時財政対策債	63億5,255万円
下水道事業特別会計	14億7,314万円
水道事業会計	27億1,249万円
合計	156億7,632万円

臨時財政対策債…財源不足を補うために特例で借りられるお金。この返済金は地方交付税として交付されています。

※公有財産と町債の状況は、平成30年度末現在の状況です。

# 平成30年度に実施した主な事業

(太字は平成30年度の新規事業)

## ◇ 総務費

- 住民生活課の窓口業務委託
- 地域づくり事業交付金 (19団体)
- 町民バス・デマンド型乗合交通の運行
- 旧朝日小学校屋上防水改修工事



食事交流会を通じた高齢者見守り(地域づくり事業：あかりキッチン)

## ◇ 民生費

- こども・重度心身障害者・妊産婦等医療費の助成
- お年寄り安心コール事業
- 福祉タクシー利用料金の助成
- 乳幼児おむつ等購入の助成
- わんぱくキッズランドの運営

## ◇ 衛生費

- 健康診断・集団健診・健康教室の開催
- 予防接種事業
- 一般廃棄物の収集・運搬・最終処分業務
- 家庭用合併処理浄化槽設置の助成

## ◇ 農林水産業費

- 親元就農支援事業 (就農交付金、機械導入補助)
- 地産地消推進事業 (学校給食へ那須和牛の提供)
- 有害鳥獣対策事業 (捕獲、**防護柵補助**等)
- 那須町農業公社事業 (農業相談窓口、研修会等)



イノシシ対策講演会のようなす (那須町農業公社)

## ◇ 消防費

- 那須地区消防組合分賦金、消防団の運営
- 消防団車庫新築工事 (大島地区)
- 消防車購入 (大沢地区)
- 防災行政デジタル無線増設工事



第5分団第4部 (大沢地区) に配備した消防車

## ◇ 商工費

- DESTINATIONキャンペーン事業
- インバウンド誘客対策事業
- 友愛の森再整備事業
- 東山道伊王野直売所増築工事**



リニューアルした東山道伊王野の直売所

## ◇ 土木費

- 道路改良・河川改修事業
- 町道・橋梁・河川補修事業
- 地域おこし協力隊事業
- 移住定住支援コーディネーター事業**



移住定住PR用冊子「NASU LIFE」

## ◇ 教育費

- プログラミング教育推進事業
- 英会話力向上事業 (オンライン英会話)
- 中学生海外派遣事業
- 那須野が原開拓日本遺産活用推進事業**



オンライン英会話のようす (那須中央中学校)

## 令和元年度上半期の執行状況

令和元年度上半期（9月30日現在）の歳入歳出予算の執行状況をお知らせします。

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	131億9,128万円	66億3,080万円	50.3%	53億 448万円	40.2%
国民健康保険	38億2,730万円	16億8,775万円	44.1%	14億4,628万円	37.8%
後期高齢者医療	3億2,700万円	1億5,794万円	48.3%	1億1,321万円	34.6%
介護保険	27億1,900万円	14億4,281万円	53.1%	11億3,059万円	41.6%
下水道事業	6億4,698万円	1億5,001万円	23.2%	1億2,590万円	19.5%
観光事業	3,030万円	1,460万円	48.2%	1,180万円	38.9%
宅地造成事業	6,000万円	350万円	5.8%	7万円	0.1%
計	208億 186万円	100億8,741万円	48.5%	81億3,233万円	39.1%

水道事業会計		予算額	執行額	執行率
収益的 (事業収益を目的とする収支)	収入	7億2,816万円	3億2,306万円	44.4%
	支出	7億3,106万円	1億1,882万円	16.3%
資本的 (施設整備を目的とした収支)	収入	1億8,995万円	0円	0.0%
	支出	5億 460万円	1億1,939万円	23.7%

## 財政健全化比率等の公表

平成30年度決算による財政健全化比率等は、いずれの指標も基準を下回っており健全な状況です。

指標	説明	町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する比率（黒字のため該当なし）	—	13.9%
連結実質赤字比率	すべての会計を対象にした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率（黒字のため該当なし）	—	18.9%
実質公債費比率	一般会計などが負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）	7.8%	25.0%
将来負担比率	一般会計などが将来的に支出することが見込まれる額から、充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率	46.5%	350.0%
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率（資金不足を生じた公営企業がないため該当なし）	—	20.0%

### 実質公債費比率



一部事務組合等の元利償還金（返済金）が減少したため、前年度から0.7ポイント改善し7.8%となりました。

### 将来負担比率



地方債残高（借金）の減少や基金の増加により、前年度から9.0ポイント改善し46.5%となりました。

# 令和元年度 自治功労者表彰



令和元年度的那須町自治功労者表彰式が、11月3日、役場正庁で行われ、町の発展に永年にわたり貢献された次の56名、3団体の方々に授与されました。  
(敬称略)

## 【前森林組合長】

薄葉 健一

## 【栃木県農業士】

有本 孝之

## 【校 医】

鈴木 重成

## 【交通指導員】

大島 良夫

## 【前町議会議員】

荒木 三朗

三上 公博

大森 政美

齊藤 隆則

平山 忠

茅野 健

高久 淳平

山田 正美

## 【民生委員・児童委員】

渡邊 勝久

鈴木 恵子

吉田 文枝

大森 伸吾

相馬 朋子

岡田 昌子

## 【前保護司】

田中 新衛

## 【保護司】

平山 英夫

大森 和雄

## 【前分団長】

相馬 浩司

川崎 純也

## 【前副分団長】

山越 孝之

船山 哲央

大森 茂幸

田中 誠

渡邊 竜生

渡邊 貴志

## 【前消防団員】

神山 大

松本 直樹

高久 順

藤田 徳康

大場 宏顕

佐藤 剛

森 真人

小嶋 康幸

星野 浩一

篠原 大祐

益子 竜也

薄葉 進一

松本 和彦

瀬山 裕幸

## 【前班長】

齊藤 昇壽

大島 登

金澤 公

大場 宏雄

鈴木 正之

## 【班 長】

亀梨 常吉

相馬 盛次

鈴木 幸一

坂本 茂

平井 淳子

## 【介護認定審査会委員】

荻原 牧子

## 【寄 付】

宗教法人 おうかんみち本部

元那須ロータリークラブ

株式会社 いづみや

(お菓子の城那須ハートランド)

▼問合せ 総務課総務係

☎ 6901

# 多くの町民とともに 御即位をお祝い

天皇陛下御即位奉祝記念式典を開催



天皇陛下が国内外に即位を宣明される「即位礼正殿の儀」が宮中で行われた10月22日に、町や経済四団体などによる実行委員会は、町文化センター大ホールで「天皇陛下御即位奉祝記念式典」を開催し、町民ら約500人が出席しました。



第一部の式典では、平山町長が「那須でお過ごしになられるお姿は、町民に深い感銘をあたえております。御用邸のあるこの那須町を誇りに思い、この町の豊かな自然と培われた伝統と文化を大切に、さらに活力と魅力豊かな町を後世に引き継げるよう、町民とともに汗を流す決意であります」と式辞を述べました。その後、那須町で過ごされる天皇ご一家の様子などをまとめた映像を上映しました。



第二部では、ヴァイオリニスト矢野晴子さんをはじめとする「弦楽亭室内オーケストラ」の記念コンサートが行われ、高貴な音色が会場を包みました。

また、ロビーでは天皇ご一家が那須に訪れた際の様子を収めた写真パネルが展示され、記帳所では約450名が記帳し、陛下の御即位をお祝いしました。



▼問合せ 総務課総務係  
☎726901

## 観光地域づくりは住民の手で 田端観光庁長官が講演

10月18日、文化センター小ホールで、田端浩観光庁長官の講演会が行われ、観光事業者ら約150人が参加しました。



田端氏は「観光の現状と観光地域づくり」を題に、訪日外国人旅行者数の推移や訪日環境の変化の状況などを説明。また、地域の観光地域づくり法人(DMO)の取り組みや地域の潜在的な観光資源の発掘の例を上げ、「観光は地域活性化の切り札。お客さまの満足度を上げるには、お客さまの声を聞き、改善をすること。また、日本の自然や風景、農業体験など日本人にとってあたり前のこと、普通人目線で観光地域づくりを見直し、住民の皆さんが自ら観光地域づくりを担っていただく」と、参加者に話しました。

## 農業のさらなる発展に向けて要望書が提出されました

町農業委員会から町に「令和2年度町農地等利用最適化推進に関する意見および町農業等施策ならびに予算に関する要望書」が提出されました。

内容は担い手の育成と支援対策、集落営農の推進など10項目です。提出された意見、要望等は、その実現に向けた検討を行い、町農業委員会に回答します。

▼問合せ 農業委員会事務局  
☎726925



左から益子会長職務代理、平山町長、今会長、大島農業振興部会長職務代理



## 旧美野沢小学校の利活用で事業者と契約を締結



10月1日、那須町大沢地区で宿泊型スポーツ施設を運営している那須スポーツガーデン有限公司と「旧美野沢小学校跡地利用に係る契約」を締結しました。

梓、蓼沢、大畑各地区の地域資源を活用した事業展開を行うことにより、地域の活性化が期待されます。施設は令和2年4月にオープンする予定です。

▼契約内容 那須スポーツガーデン有限公司が行う、大学生を中心としたサークルや部活動などの合宿や民間企業の社員研修などを行う宿泊事業に対して、町有財産である校舎、体育館、グラウンドなどを貸付ける

### 令和2年度実施地域づくり事業提案募集

町では、住民自らが地域のことを考え、課題の解決や地域振興に取り組む活動について「地域づくり事業交付金」を交付し、支援しています。

▼対象 那須町地域づくり委員会、自治会、コミュニティ、町民団体、特定非営利活動法人等

心としたサークルや部活動などの合宿や民間企業の社員研修などを行う宿泊事業に対して、町有財産である校舎、体育館、グラウンドなどを貸付ける

#### ▼貸付内容

- ・名称 那須美野沢小ホテル
  - ・貸付期間 10年間
  - ・貸付料 月額60,000円
  - ・校舎 鉄筋コンクリート造3階建(面積1,779㎡)
  - ・体育館 鉄骨造 平屋(面積655㎡)
  - ・屋内プール 鉄骨造平屋(面積462㎡)
  - ・給食室 鉄筋コンクリート造 平屋(面積117㎡)
  - ・グラウンド(面積6,545㎡)
- ▼問合せ 総務課契約管理係  
☎726902

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼問合せ 企画財政課まちづくり係  
☎726906



### 教育委員会委員に菊地厚子さんを引き続き任命



10月1日付けで菊地厚子さん(幸町1)が引き続き教育委員会委員に任命されました。任期は令和5年9月30日までの4年間です。



### 令和元年度那須町優良建設業者等表彰

10月23日、令和元年度那須町優良建設業者等表彰式が役場正庁で行われました。

この表彰は、建設業者と現場技術者の施工技術の向上に資することを目的に、町が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者等に対して行われるものです。平成30年度に完成した建設工事を対象に、次の4部門4業種の建設業者と技術者を表彰しました。



- ▼土木部門 「西原団地・新高久線道路改良工事その1」  
株式会社 鈴木工業  
代表取締役 鈴木久雄氏  
現場技術者 藤田秀二氏
  - ▼舗装部門 「芦野中央線舗装本復旧工事」  
丸山建設 株式会社  
代表取締役 丸山桂三氏  
現場技術者 平山祐介氏
  - ▼建築部門 「第4分団第1部車庫新築工事」  
株式会社 鈴木工業  
代表取締役 鈴木久雄氏  
現場技術者 小港哲夫氏
  - ▼管・水道部門 「中重地区配水管布設工事」  
株式会社 タカク冷暖  
代表取締役 高久恵一氏  
現場技術者 平山 直氏
- ▼問合せ 総務課契約管理係  
☎726902

## 被災された方へ 無料法律相談のご案内

町では、台風第19号で被害を受けた方を対象に無料法律相談を実施します(予定)。相談を希望する方は、ご連絡をお願いします。

- 対応者 栃木県弁護士会 ■締切り 12月25日(水)午後5時
- ※相談実施日は後日ご連絡します。申込みがない場合は実施しません。
- 申込み・問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

令和元年10月12日発生

## 台風19号被害に伴う 支援制度のお知らせ

12日に日本に上陸した台風19号は、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。

町においては、人的被害はありませんでしたが、主なものとして住家床上7棟・床下17棟の浸水被害、農地・農業用施設約700カ所、町道約80カ所、河川36カ所、町営水道被害による断水73戸等の被害が確認されています。(10月29日現在)

このたびの災害にあたり、町の災害復旧等支援制度についてお知らせします。

### り災証明書の発行

り災証明書は、災害で被害を受けたことを公的に証明するもので



す。災害で家屋が被害を受けた場合、被害にあった家屋の現地調査を行い、被害程度の判断をした上で、り災証明書を発行します。

▼主な用途 台風被害の家屋修繕に伴う各種保険申請等に利用される場合があります。

▼申請方法 ①窓口や電話で税務課に調査依頼をしてください。

②職員が被害認定調査を実施します。申請者または家族等の立会いをお願いします。

③申請書の提出後、り災証明書を発行します。

▼被害認定調査の申請受付

・期間 12月25日(水)まで  
・時間 午前8時30分～午後5時15分

・場所 税務課(本庁1階)

▼注意点 り災証明書を申請する前に修繕する方は、被害状況がわかる写真の撮影をお願いします。被害状況が確認できない場合は、り災証明書を発行することができません。

▼問合せ 税務課資産税係  
☎72-6905

### 町税等の減免

家屋や土地に被害を受けた方で、その被害が一定の基準に該当する方は、申請により、町税等(町民税、固定資産税、国民健康保険税、

介護保険料、後期高齢者医療保険料)の減免が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 税務課町民税係  
☎72-6903

### 被災者への見舞金の支給

災害で被災された次の対象者に、町と那須町社会福祉協議会から見舞金を支給します。

▼対象者 居住する住宅の被害の程度が、左表に該当する方

▼支給方法 口座振込  
※対象者には、通知します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係  
☎72-6917

▼医療機関等での窓口負担免除  
住家の全半壊、床上浸水等に該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で申告すること、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが不要となります。(令和2年1月末まで)  
詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係  
☎72-6909  
保健福祉課介護保険係  
☎72-6910

### 災害復興住宅融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者等で、町が発行する「り災証明書」が交付されている方を対象とした住宅復旧のための建設資金、購入資金、補修資金に対する融資制度です。

▼申込期間 被災日から2年間

▼融資限度額 1,689万円(建設)

▼融資金利 年0.24%(令和元年10月1日現在)

▼問合せ 住宅金融支援機構  
☎0120-086-353

# 4月1日から水道料金等を改定します

生活基盤の一つである水道を維持し、長期的に安全な水道水を安定供給するために、令和2年4月1日から水道料金とメーター使用料を改定します。

## ■なぜ水道料金を改定するのか？

町がこれまでに布設してきた水道管の老朽化が進み、漏水事故件数が年々増加しています。また、人口減少に伴い給水人口も減少していることで、給水収益が落ち込み、水道事業の経営状況が悪化しています。平成15年の料金改定以降、16年間現在の料金体系で運営してきましたが、長期的な視点から町の水道事業の運営を維持していくとともに、水道施設の更新費用を確保するため、水道料金等を改定します。詳しい内容については、町ホームページに掲載しています。

## ■改定水道料金（税込）

用途	基本料金 [1カ月]		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
	水量	金額	
家 事 用	10m <sup>3</sup>	1,760円 (+110円)	187円 (+22円)
営 業 用			198円 (+22円)
団 体 用			
特 別 用			
娯 楽 用			

## ■改定メーター使用料（税込）

口 径	13mm	20mm	25mm	30mm
金 額 [1カ月]	88円 (+28円)	99円 (-23円)	110円 (-31円)	352円 (+149円)

口 径	40mm	50mm	75mm	100mm
金 額 [1カ月]	407円 (+174円)	2,640円 (+1,418円)	3,300円 (+1,569円)	7,040円 (+5,004円)

※（ ）内は、改定前の料金との増減を示しています。

## ■料金の計算と早見表

水道料金 = (基本料金×月数) + (超過料金×超過水量) + メーター使用料

水道料金早見表 (家事用、メーター13mm)

使用水量	水道料金 [2カ月]	使用水量	水道料金 [2カ月]
0~20m <sup>3</sup>	3,690円(+270円)	50m <sup>3</sup>	9,300円(+ 930円)
25m <sup>3</sup>	4,630円(+390円)	60m <sup>3</sup>	11,170円(+1,150円)
30m <sup>3</sup>	5,560円(+490円)	70m <sup>3</sup>	13,040円(+1,370円)
35m <sup>3</sup>	6,500円(+610円)	80m <sup>3</sup>	14,910円(+1,590円)
40m <sup>3</sup>	7,430円(+710円)		



漏水のようす

■問合せ 上下水道課庶務係 ☎72-6920

## 那須町安全安心メール

### 【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



## 防災行政無線無料電話サービス

屋外スピーカーの放送が聞こえない場合や聞き取りにくい場合は、電話でも確認できますのでご利用ください。

■電話サービス ☎0120-55-1123

つながりにくい時は(有料) ☎0180-99-2277

■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

## 防災のワンポイント

▼災害発生時に安全に避難するための心得

- ・人混みでパニックにならないために、周りの人に配慮した行動を心がけましょう。
- ・火災が発生している場合は、ハンカチなどで口と鼻を覆い、できるだけ低い姿勢で煙を吸わないように避難しましょう。
- ・住宅地では、屋根瓦やエアコンの室外機、看板やガラスの破片などの落下物に注意しながら避難しましょう。
- ・切れたり、垂れ下がっている電線には、近づいたり触ったりしないよう注意しましょう。
- ・夜間は、懐中電灯等を使用し、目視確認を行いながら避難しましょう。

- ・冬季に避難する場合、防寒対策をしっかりと行い避難しましょう。
- ・避難先でストーブ等を使用する場合は、火災にも注意しましょう。



# 令和元年分所得税の青色申告決算説明会

大田原税務署では、営業所得や農業所得に関する所得税の青色申告決算説明会を次のとおり開催します。

期 日	対象者	時 間	場 所 (住所)	対象地区
12/11(水)	営業所得者	午後2時～4時	那須町文化センター2階研修室 (那須町大字寺子乙2567-10)	那須町
12/12(木)	営業所得者	午後2時～4時	那須塩原市厚崎公民館2階大研修室 (那須塩原市上厚崎500-1)	那須塩原市
12/13(金)	営業所得者	午前10時～正午	大田原市役所 101・102会議室 (大田原市本町1-4-1)	大田原市
	農業所得者	午後2時～4時	大田原市役所 101・102会議室 (大田原市本町1-4-1)	大田原市 那須塩原市 那須町

※対象地区以外の会場にも出席できます。

■問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115 (自動音声案内の後「2」をお選びください)

## 滞納者から差押えた不動産・動産を公売します

### ○不動産公売(会場公売)

次の公売財産を一括売却します。

▼公売(入札)日時 11月27日(水)  
午前10時～10時10分

▼場 所 役場4階403会議室

▼公売方法 入札

▼公売物件

・土地 那須郡那須町大字高久甲

字西山6039番3他4筆

・建物 那須郡那須町大字高久甲

字西山6039番4

▼見積価額 8,334,000円

▼公売保証金 833,400円

○動産公売(会場公売)

▼公売(入札)日時 11月27日(水)  
午後1時30分～40分

▼場 所 役場4階403会議室

▼公売方法 入札

▼公売物品・見積価額

スズキジムニー 5,000円

▼公売保証金 なし

### ○動産公売 (インターネット公売)

▼公売参加申込期間

11月19日(火)午後11時まで

▼入札期間 11月26日(火)午後1時

～28日(木)午後11時まで

▼公売方法 Yahoo!JAP

ANが提供するインターネット

オークションシステムを利用し

て行うせり売り

▼公売物品・見積価額

・絵画(油絵) 額縁付 1点

10,000円

・ゲームソフト 1点

1,500円

▼公売保証金 なし

※参加条件、注意事項等詳しくは、

町ホームページをご覧ください。

お問い合わせください。

▼問合せ 税務課収税係

☎726904

## 11月は個人事業税(2期分)の納付月です

納付期限の12月2日(月)までに納

付してください。2期分の納付書

は、8月に送付した納税通知書に

同封してあります。紛失した場合

は県税事務所に連絡してください。

コンビニエンスストア(税額30

万円以下のもの)、クレジット

カード(Yahoo!公金支払い、

税額100万円未満のものへ決済

手数料別途)、ページーによる

納付ができます。

口座振替を利用している方は、

振替日の前日までに口座の残高を

ご確認ください。

▼問合せ 大田原県税事務所課税課

☎0287-23-4172

## 特定疾患をお持ちの方に お見舞金を支給します

町では特定疾患で公費医療給付を受けている方に対し、年1回1万円の見舞金を支給しています。

支給対象者と申請手続き方法は次のとおりです。

▼対象 11月1日現在、町内在住の方で、公費医療給付を受けている特定疾患者(児童の場合はその保護者)

▼申請手続きに必要なもの

・現況届(昨年度受給している方には発送しています)

・「指定難病特定医療費受給者証」または「小児慢性特定疾病医療費受給者証」

・申請者の印かん

・振込口座番号がわかるもの

▼申請場所 保健福祉課(本庁1階)または各支所

▼申請期限 11月22日(金)まで

▼問合せ 保健福祉課福祉係

☎726917

